

関係団体の意見について

国営土地改良事業等事後評価実施要領 第4の3に基づき聴取した関係団体（沖縄県、糸満市、八重瀬町及び沖縄本島南部土地改良区）の意見は、次のとおり。

○沖縄県農林水産部長

国営かんがい排水事業「本島南部地区」の事後評価結果（案）については異存はありません。

沖縄本島南部地区においては、農業用水の安定確保により、干ばつ被害の解消、花卉等の高収益作物への転換や拠点産地指定が進む等、水利用農業が展開されつつあります。

加えて、受益内に直売所が開設、地域において生産された農産物の販路拡大により地域経済の振興のみならず、新たな水需要も生じている状況にあります。

このため、新たな水需要への対応を図るべく、地下ダムの活用を含めた地域用水確保等についてご検討いただきますようお願い致します。

○糸満市長

評価書については特に意見なし。

要望事項： 国営受益地区外で畑地かんがい用水整備の要望が強く、地下ダムからの用水供給を含め、整備に向けての検討を願いたい。

○八重瀬町長

特に意見はありません。

受益地区外で畑かん用水の要望があり、用水の確保を検討願いたい。

○沖縄本島南部土地改良区理事長

農業用水が確保されたことにより、サトウキビ作を中心の営農から野菜、花卉等多様な農業が進展しております。

事後評価について、特に意見はございません。

(参考)

国営土地改良事業等事後評価実施要領

第4 事後評価の実施

(略)

3 事後評価委員会は、関係団体の意見を聴いた上で、事後評価の結果を取りまとめるものとする。

(以下、略)